

## 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（平成21年度）

法 人 名	社会保険診療報酬支払基金	根拠法令名	社会保険診療報酬 支払基金法	( 平成15年10月 1日民間法人化 )	
1. 法人の概要	業 務 の 概 要				
	<p>1 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）を行うこと。</p> <p>2 前記1により審査を行った診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。</p> <p>3 前記1及び2に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の審査及び支払を行うこと。</p> <p>4 各保険者から、委託金の委託を受けるとともに各保険者に診療報酬の請求を行うこと。</p> <p>5 生活保護法、児童福祉法、母子保健法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律又は障害者自立支援法の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、児童福祉法、母子保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律又は障害者自立支援法の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたとき並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定により、これらに規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいて、その支払に必要な事務を行うこと。</p> <p>6 厚生労働大臣の定める疾病について医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うこと。</p> <p>7 高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより次の高齢者医療制度関係業務を行うこと。</p> <p>(1) 保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務</p> <p>(2) 保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務</p> <p>(3) 保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務</p> <p>8 国民健康保険法の定めるところにより次の退職者医療関係業務を行うこと。</p> <p>(1) 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること</p> <p>(2) 市町村に対し療養給付費交付金を交付すること</p> <p>(3) 前記(1)及び(2)の業務に附帯する業務を行うこと</p> <p>9 介護保険法の定めるところにより次の介護保険関係業務を行うこと。</p> <p>(1) 医療保険者から納付金を徴収すること</p> <p>(2) 市町村に対し介護給付費交付金を交付すること</p> <p>(3) 市町村に対し地域支援事業支援交付金を交付すること</p> <p>(4) 前記(1)、(2)及び(3)の業務に附帯する業務を行うこと</p>				
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員
	常 勤	1人	3人	1人	5, 256人
	非常勤	0人	12人	3人	0人
2. 事業		平成21年度 (A)	平成20年度 (B)	20年度比 又は 20年度差 (A/B,A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
(1) 運営費、 補助金等	総収入額	847.0億円	872.4億円	0.971	① 補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額(①)	2.3億円	2.7億円	0.852	② 自主事業による自己収入の拡大等
	事業による自己収入額(②)	844.7億円	869.7億円	0.971	③ その他
	①/②×100 (%)	0.3%	0.3%	0.877	
	経常的運営費用(③)	847.0億円	872.4億円	0.971	
	①/③×100 (%)	0.3%	0.3%	0.877	
(2), (3) 制度的独占の事務 ・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無) 無			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) (理 由)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の從たる事務・事業にとどまっている理由	(理 由)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要のは正措置の有無、内容(行つていない場合はその理由)	(有・無) (内 容)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行つていない場合はその理由)	(有・無) (内 容)			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内 容) 診療報酬の審査支払事務については、保険者が実施することが可能になったが、支払基金においては、中立公正な審査体制による適正な審査、請求支払に			

		関する膨大な数の債権債務の決裁の一元的な処理を通じて、引き続き、医療保険制度の円滑な運営に重要な役割を果たしているところであり、これまでのところ、審査支払業務を自ら、又は支払基金以外の事業者に委託して実施する保険者は現れていないため。 調剤報酬については、平成20年10月から一部の保険者において、直接保険薬局と契約を締結の上、保険者自らが実施しているところ。		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無) 有 (内 容) 従来、健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務について、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）に委託するよう通知により指導してきたところであるが、規制改革推進3ヶ年計画を踏まえ、平成14年12月に当該通知を廃止するとともに、医科レセプトについては同年同月に、また、調剤レセプトについては規制改革・民間開放推進3ヶ年計画を踏まえ17年3月に、それぞれ、健康保険組合自らが診療報酬又は調剤報酬の審査及び支払を実施する際の取扱いに合わせ、基金以外の者に委託する際の取扱いを明確にしている。 また、調剤レセプトについては、平成19年1月に「医療機関との同意」の撤廃等の要件緩和措置を講じた。		
(4)手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	□ 有 □ 無	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	□ 有 □ 無
	名 称 (法令等に基づく検定等には※)	対価の額	算 定 根 拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	診療報酬請求書の審査支払に係る事務費手数料	円		
	・審査支払分（医科及び歯科診療報酬明細書1枚につき） うち電子媒体請求促進分 オンライン請求促進分	114.20		
	・調剤分（調剤報酬明細書1枚につき） うち電子媒体請求促進分 オンライン請求促進分	110.20 108.50 57.20 53.20 51.50	(決定者) 事業計画、収支予算として厚生労働大臣の認可を受ける。 (決定方法) 社会保険診療報酬支払基金法第26条の規定により、基金は、各保険者に、業務に関する事務の執行に要する費用を診療担当者が提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させることとなっている。	
	・審査のみ分（戦傷病者特別援護法に基づく療養の給付分、療養費明細書1枚につき）	61.80		
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	□ 有 □ 無	収支状況のインターネットでの公表	□ 有 □ 無
	対価を伴う自主事業の有無	□ 有 □ 無	法人における純利益額	一 円
(5)検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容 健康保険法、保険医療機関及び保険医療養担当規則、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（厚生労働省告示）等に基づく適切な診療報酬の請求がされているか審査を行う。			規定方法 健康保険法 厚生労働大臣告示 厚生労働省保険局通知
(6)外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	□ 有 □ 無 (レセプト分類作業等)	法人の外注金額	22.5億円
	外注しなければならない理由	職員定員の削減及び組織のスリム化により、経営の一層の合理化、効率化とコスト削減に努めるため		
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) 有 (内 容) 一般会計規程第39条に基づく「一般競争契約」		
(7)事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	(有・無) 有 (内 容) 社会保険診療報酬支払基金法において、審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者の三者構成としている。委嘱は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦に基づくこととなっている。 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者の四者構成としている。選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦に基づくこととなっている。 監事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代		

		表する者の四者構成としている。選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦に基づくこととなっている。			
	役員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	<p>(有・無) 有 (内 容)</p> <p>社会保険診療報酬支払基金法第20条、定款第8条、第10条、第17条</p> <p>・・・役員の欠格条項、代表権の制限及び役職員等の秘密保持義務を定めている</p> <p>職員倫理規程</p> <p>・・・役職員の職務に係る倫理の保持、基金の業務に対する信頼確保を目的とし、倫理行動基準及び禁止事項等を定めている</p> <p>就業規則</p> <p>・・・職員における遵守義務、禁忌事項及び懲戒を定めている</p>			
3. 機関	役員選任規程の有無	有	・ 無	左の規程がない場合、その理由	
(1) 役員(除監査役員)	役員の定数	17名以内		上限と下限の幅がある場合はその幅	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	<p>社会保険診療報酬支払基金法第10条、定款第6条</p> <p>理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は保険者を代表とする者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表とする者については、各々同数とし、選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとしている。</p>			
	役員の任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無	有	・ 無	規定の内容	社会保険診療報酬支払基金役員在任年齢規程 役員の在任年齢は、65歳までとする。ただし、理事長及び専務理事については、特別な事情がある場合はこの限りでないが、この場合においても70歳に達するまでとする。
役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前 々 職	常勤・非常勤
理事長	中村 秀一	平成20年 9月13日	厚生労働省社会・援護局長	厚生労働省老健局長	常勤
専務理事	足利 聖治	平成19年10月 6日	北海道厚生局長	年金資金運用基金審議役	常勤
理事	中島 正治	平成18年11月 6日	厚生労働省健康局長	厚生労働省大臣官房審議官	常勤
理事	山崎 英昭	平成21年 9月 1日	社会保険診療報酬支払基金審議役	大阪府社会保険診療報酬支払基金幹事長	常勤
理事	高橋 直人	平成20年10月21日	全国健康保険協会理事		非常勤
理事	赤塚 俊昭	平成18年 5月19日	デンソー健康保険組合常務理事		非常勤
理事	杉 俊夫	平成20年 5月 9日	三菱健康保険組合理事長		非常勤
理事	峯村 栄司	平成20年 8月27日	共済組合連盟常務理事		非常勤
理事	島田 尚信	平成17年 2月21日	U I ゼンセン同盟書記長		非常勤
理事	藤井 一也	平成20年 8月27日	日本私鉄労働組合総連合会書記長		非常勤
理事	黒田 正和	平成20年 8月27日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会副会長		非常勤

理事	篠原 淳子	平成20年12月 8日	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長		非常勤
理事	竹嶋 康弘	平成18年 5月 19日	日本医師会副会長		非常勤
理事	藤原 淳	平成20年 5月 9日	日本医師会常任理事		非常勤
理事	原中 勝征	平成20年 8月 27日	茨城県医師会長		非常勤
理事	近藤 勝洪	平成21年 9月 1日	日本歯科医師会副会長		非常勤
特定企業関係者、所管官庁出身者が 1/3 超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が 1/2 超の場合、その比率と理由		
該当しない			該当しない		
役員報酬の支給基準の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	一般への閲覧提供	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	インターネットによる公表	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (常勤役員のみ)
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法		
給料月額 (H21. 12~) ・理事長 945,000円 ・専務理事 893,000円 ・理事（常勤） 781,000円 ・理事（非常勤） 32,500円			・退任時給料月額×0.125×在任月数 ・非常勤理事については支給しない		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	構成員（理事長及び理事）の過半数の出席		出席構成員（理事長及び理事）の過半数、可否同数は理事長が決定する。		
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	選任規程がない場合、その理由		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		社会保険診療報酬支払基金法第10条、定款第6条 監事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者については、各々同数とし、選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとしている。		
関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
該当しない			該当しない		
監査役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) (理由)	
在任年齢に関する規定の有無			規定の内容	社会保険診療報酬支払基金役員在任年齢規程 役員の在任年齢は、65歳までとする。	
役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前々職	常勤・非常勤
監事	中山 和之 高田 清彦 高橋 健二 油谷 桂朗	平成18年 9月 1日 平成20年 5月 9日 平成19年 3月 6日 平成19年 8月 31日	あいおい損害保険株式会社顧問 中国電力健康保険組合常務理事 全日本海員組合中央執行委員 京都府医師会顧問		常勤 非常勤 非常勤 非常勤
監査役員報酬の支給基準の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	一般への閲覧提供	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	インターネットによる公表の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
月手当 (H21. 12~) ・公益代表監事 704,000円 ・その他の監事 32,500円			・退任時給料月額×0.125×在任月額 ・非常勤監事については支給しない。		

(3) 社団的性 格の法人 の総会等	総会等の成立要件の有無と内容  (有・無) (内 容)	総会等における議決要件の有無と内容  (有・無) (内 容)	
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）		
(4) 評議員 会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況  (有・無)	評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容  (有・無)	
	評議員会等の構成員の役員兼任 の有無	有・無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100)
	評議員会等の構成員が役員を兼 任している場合、その理由		
	評議員選任規程の有無	有・無	左の規程がない場合、その理由
	評議員定数		上限と下限の幅がある場合はそ の幅
	評議員任期		2年以外の任期としている場合、 その年数、理由
	在任年齢に関する規定の有無	有・無	規定の内容
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由  (比率) (理由)		
	評議員会規程	評議員会の成立要件	評議員会における議決要件
	有・無		
4. 財務及び 会計	企業会計原則の適用の有無	有・無	その他法人の特性に応じ適用してい る一般的かつ標準的な会計基準名
(1) 会計基準 の適用	余裕金（財産）の額及び具体的 な運用方法	(余裕金の額) (運用方法)	135.9億円 大口定期預金又はCD（安全確実な金融機関への預け入れ）
(2) 余裕金の 運用	長期借入金の有無	有・無	長期借入金の返済計画の有無
(3) 長期借入 金	長期借入金の確実な返済計画の 内容		有・無
(4) 引当金・ 特別法上 の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表 していない場合その理由）
(5) 公認会計 士監査		1254.5億円	(有無) 有 (理由)
	収支決算額	208,228億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の 実施の有無
	公認会計士監査を実施していな い場合、その理由		
5. 株式の保 有等	公益法人、株式会社等への基金拠 出の有無	有・無	公益法人、株式会社等への出資の 有無
(1) 基金拠出 又は出資	法定の資金供給業務として行う 場合の基金拠出等の有無	有・無	財産の管理運用として行う場合の 基金拠出等の有無
(2) 事業報告 書への記 載状況	事業報告書への 記載内容（未記載 の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比 率・議決権比率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法人からの収入 の割合が2/3以上となっているもの
	名称		
	所在地		
	資本金		
	事業内容		
	役員の状況		
	従業員数		
	持ち株比率		

	法人との関係				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有・無	有・無	有・無	
	役員名簿	有・無	有・無	有・無	
	組合員等名簿	有・無	有・無	有・無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無	有・無	有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無	有・無	有・無	
	貸借対照表	有・無	有・無	有・無	
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書	有・無	有・無	有・無	
	監事の意見書	有・無	有・無	有・無	
	事業計画書	有・無	有・無	有・無	
(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表	所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無		無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有・無		有・無	
	役員名簿	有・無		有・無	
	組合員等名簿	有・無		有・無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無		有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無		有・無	
	貸借対照表	有・無		有・無	
	法律上作成が義務付けられる財産目録及び決算報告書	有・無		有・無	
	監事の意見書	有・無		有・無	
	事業計画書	有・無		有・無	
	収支予算書	有・無		有・無	
	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無		公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）
	名称	有・無		有・無	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称	有・無		有・無	
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	主たる事務所の所在地及び電話番号	有・無		有・無	
	設立年月日	有・無		有・無	
	代表者の職名及び氏名	有・無		有・無	
	主な目的及び事業	有・無		有・無	
	最新の業務及び財務等に関する資料	有・無			
(4) 退職公務員等の状況の公表	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令	有・無			
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合	有・無			
	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無	有・無			
	公表している主な項目	公表していない場合、その理由			

	役職、氏名、就任年月日、経歴							
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			有	・	無		
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由				
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	・	無	指導監督の実績及びその主な内容			
(1) 指導監督の実績等	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有	・	無				
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		有	・	無	指導監督の実績及びその内容		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		有	・	無			
(2) 所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	・	無	無い場合、その理由	「規制改革推進3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）に基づき、厚生労働省は当該法人に対し、オンライン化の進展に合わせて、業務フローの抜本的な見直しを前提とした業務効率化計画の作成を促した。それを受けた当該法人は平成19年12月「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」を策定した。		
	当該見直し結果の公表の有無	有	・	無	無い場合、その理由			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無	有	・	無	無い場合、その理由			
政策評果を活用しつつ、3~5年を目途に定期的に、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	有	・	無	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	有	・	無
	事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	有	・	無		有	・	無
	法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性	有	・	無		有	・	無
	法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性	有	・	無		有	・	無
	その他	有	・	無		有	・	無
主務大臣として、指導監督上留意している事項（国会、マスコミ等での指摘事項）								
○平成21年1月11日の行政刷新会議「事業仕分け」において、①レセプト審査率と手数料を連動、②国保連・支払基金の統合について見直しを行うとの評決結果を受け、平成22年4月1日に「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設置し、①審査支払機関（支払基金、国保連）の組織の見直し②審査支払機関（支払基金・国保連）の競争の促進③審査支払業務の効率化、民間参入の促進について、検討（公開）を開始。（第1回は平成22年4月8日開催）								